

用語集

ニナイテ 担い手

「担い手」とは、労働時間・所得が他産業と遜色ない水準の効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営者をいいます。

構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、個別経営のみならず、集落を基礎とした集落営農のうち、一元的に経理を行い法人化する計画をもっているなど、経営主体としての実態があり、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを「担い手」として位置付けています。

「担い手」の明確化を図るための具体的な仕組みとしては、農業者自らの申請に基づき地域の実態を踏まえて担い手を明確にする「認定農業者制度」があります。

・効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営。

・認定農業者

認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」の農業経営改善計画認定制度に基づき、市町村の認定を受けた個人及び法人を指します。

国が規模などの一律の基準で担い手を選ぶのではなく、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重して認定しています。

スーパーエル スーパーL

農業経営基盤強化資金の略称。当公庫が認定農業者を対象に、農地取得、施設整備等に必要な長期資金を低利で融通する制度資金です。

チュウサンカンチキ 中山間地域

平野の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域を指します。農業統計の経済地帯区分における農山村・山村地帯にあたります。しかし、これらの地域では、①森林や急傾斜地が多く平坦な耕地が少ない、②都市や市街地への交通条件が悪い、③過疎化や高齢化が進行し就業機会が少ないこと等から、経営規模の拡大や生産性の向上などによる農業の振興や地域の活性化を図るうえで、平地の農村等に比べて不利な面が多くみられます。

シンリン・リンギョウキホンホウ 森林・林業基本法

森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律（昭和39年7月9日法律第161号）です。

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とし、このための施策として、森林整備の推進、望ましい林業構造の確立、林産物の利用の促進等を掲げるとともに、国、地方公共団体、森林所有者の責務等を明らかにしています。

さらに、政府は施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策等について定めた森林・林業基本計画を策定し、公表することとしています。

シンリンノモツタメンテキキノウ 森林のもつ多面的機能

森林は、建築などで使う木材を産出するほかに、雨水を浄化し生活に不可欠な水を供給したり、洪水や表土の侵食、土砂災害などを防止する機能をもっています。また、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止し、さらに昨今では、癒しの機能も注目されているところです。（多面的機能…二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、保健・レクリエーション）

チュウバツキセギョウ 長伐期施業

木材を伐採する通常の主伐の林齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業のこと。なお、通常的主伐林齢はスギで40年程度です。

スイサンキホンホウ 水産基本法

水産に関する施策について、その基本理念及び施策の方向性等を定めた法律（平成13年6月29日法律第89号）です。

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とし、水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るための水産基本計画の制定を定めているほか、水産資源の適切な保存管理、増養殖の推進、輸出入に関する施策、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び流通業への施策、漁業基盤の整備、漁村振興等の施策の方向性を定めています。

単なる漁業振興だけでなく、水産加工業・流通業といった周辺産業への施策、漁業者に対する自助努力規

定、消費者の役割に関する規定などが包括的に規定されていることが特徴です。

ノウギョウバンスコアリングサービス 農業版スコアリングサービス

民間金融機関が農業融資に積極的に参入できる環境整備の一環として、当公庫と業務協力に関する協定等を締結している金融機関を対象に、当公庫が開発した農業版スコアリングモデルを用いて個別農業経営の信用力評価結果をインターネットを通じて提供するものです。

農業版スコアリングモデルは農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて当公庫が独自に開発したものです。

キョウチョウユウジ 協調融資

通常、複数の金融機関が同一企業に対し用途を同じくする資金を共通の条件のもとで分担協力して融資することをいいますが、当公庫の場合、同一の条件で他金融機関が融資することはほとんどなく、厳密な意味での協調融資は少ないのが実態です。

ザイセイユウジシケン、ザイトウキカンサイ 財政融資資金、財投機関債

公庫資金の原資は、主として「財政融資資金」から調達しています。この財政融資資金は、財政融資資金特別会計において、主として国債（財投債）の発行により市場から調達した資金が財政投融資計画に基づいて運用されているもので、当公庫は償還期間10年及び20年の借入を行っています。

また、平成13年度からは、当公庫が自ら債券（財投機関債）を発行し、資本市場から直接資金調達も行っていきます。

イタクカシツク ダイリカシツク 委託貸付、代理貸付

当公庫は、業務の一部を民間金融機関に委託しています。業務の委託を受けた受託金融機関が公庫資金を代理して貸し付けるもののうち、貸付決定権を含めた一切の業務を委託しているものを「代理貸付」、貸付決定権を除く審査・回収業務について委託しているものを「委託貸付」と呼んでおり、資金の種類によって定められています。

- ・業務委託金融機関…479機関（H20.4.1現在）
- ・委託している業務内容…借入申込の受理、貸付審査、貸付実行、資金交付、貸付金の管理回収、実査（政策目的に沿った資金利用の確認）などです。

スエオキキカン 据置期間

貸付実行後、資金借入による事業効果等が発現するまでの間、業務方法書に定める範囲内で、貸付金に対する利息だけをお支払いいただき元金償還を据え置く期間のことをいいます。据置期間は、当公庫の場合、償還期限の内数として表示されています。

ABL (Asset Based Lending)

動産・債権担保融資と訳されます。農家や企業が所有している在庫や売掛債権、機械設備等を担保として融資を行う手法のことをいいます。不動産担保や保証人に過度に依存しない新たな金融手法として近年注目されています。

CDS (Credit Default Swap)

代表的なクレジット・デリバティブで、リスク分散の手段です。契約期間中（例えば5年間）に、契約した参照資産に、事前に定めた信用事由が発生したとき、契約されたキャッシュフローを受け取るという契約です。

通常時は、半期に1度程度、CDSプレミアム（保険でいう掛金）を、買い手が売り手に支払い（Credit Eventが半期に1度＝年2回→2CE）、参照資産にデフォルトが生じると、契約金額（保険金）が売り手から買い手に支払われる仕組み。

CRD (Credit Risk Database)

経営データ（財務・非財務データ及びデフォルト情報、スコアリング等の統計情報）をデータベース化したものです。

農林漁業金融公庫法（抜粋）

（平成20年8月1日現在）

（目的）

第一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中
央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給
の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（役員）

第八条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員任期）

第十一条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期
間とする。

（業務方法書）

第二十条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと
するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

農林漁業金融公庫業務方法書（抜粋）

（平成20年8月1日現在）

第一 総則

1 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、この業務方法書の定めるところにより、次に掲げる資金を融通するも
のとする。

(1) 農林漁業金融公庫法（昭和三十七年法律第三百五十五号。以下「法」という。）第十八条第一項、第十八条の2第一
項及び第十八条の3第一項に規定する資金

(2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第一項に規定す
る資金

(3) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和三十四年法律第五十一号）第五条第
四項に規定する資金

(4) 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第一項に規定する資金

(5) 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項第一号に規定する資金

(6) 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項に規定する資金

(7) 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和三十二年法律第九十三号）第一項に規定する資金

(8) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項に規定する資金

2 公庫は、政府の農林漁業に関する政策に即応し、関係行政庁との連絡に遺憾のないようにするものとする。

第四 補則

4 公庫は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号。以下「農業法人投資法」と
いう。）第八条第一項に規定する出資の業務を次に定めるところにより行うことができる。

(1) 出資の相手方

農業法人投資法第五条に規定する承認会社

(2) 出資の限度額

出資の限度額は、原則として出資を受ける者の資本の50%以内の額とする。

(3) 出資の方法

出資は、株式取得の方法による。

(4) 出資により取得した株式の処分

出資により取得した株式は、その出資に係る事業の計画が公庫の出資を必要としない程度にまで達成されたときその他当該株式の全部又は一部を処分することが適当であると認められるときは、事業の円滑な遂行に支障を生じないよう配慮しつつ、主務大臣の認可を受けて、なるべく速やかに処分するものとする。

認可を受けた事項

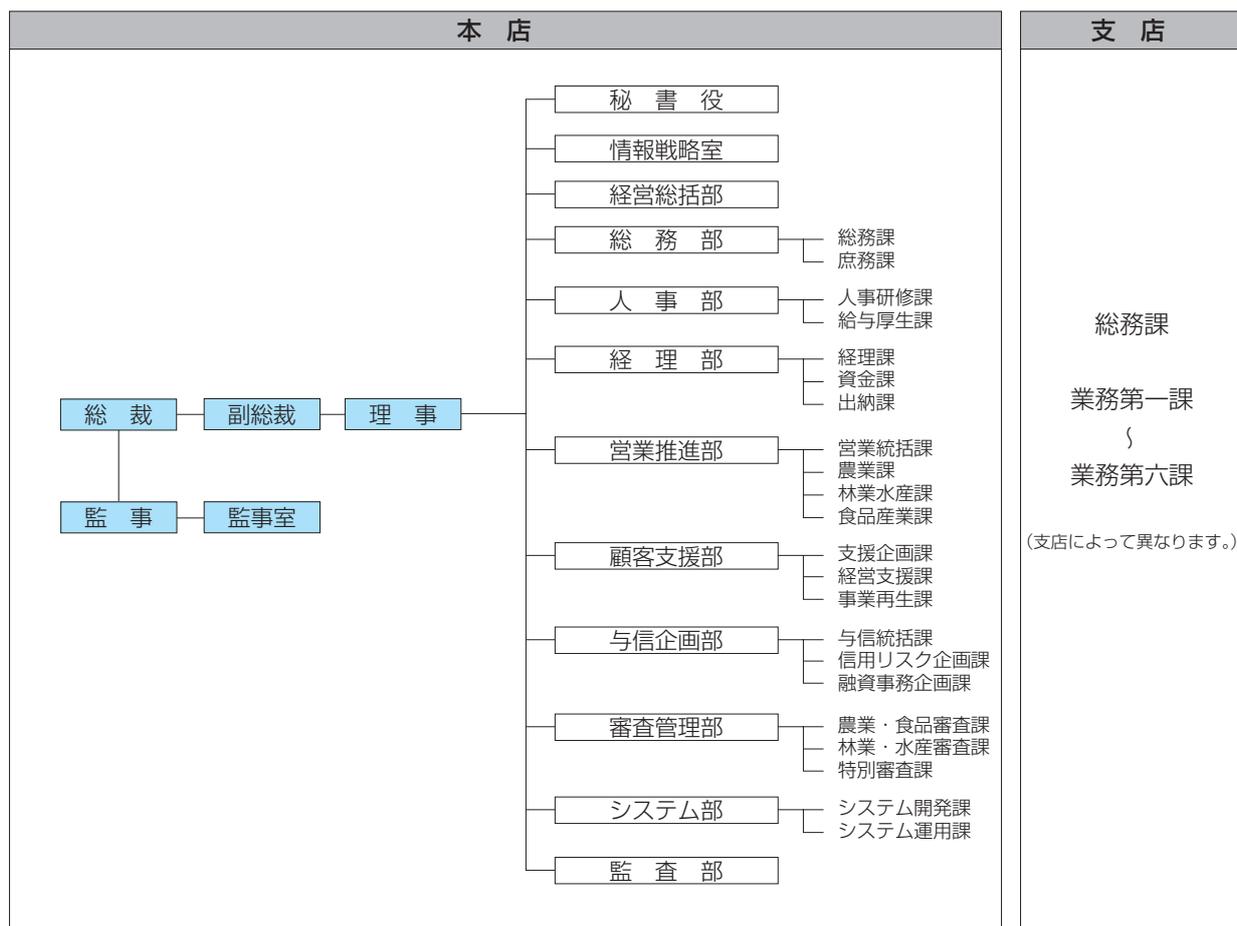
平成19年	3月30日	第11回農林漁業金融公庫債券の発行について
平成19年	3月30日	第12回農林漁業金融公庫債券の発行について
平成19年	3月30日	業務方法書の一部変更について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の借入金について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の寄託金の受入れについて
平成19年	6月29日	平成19年度第2四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	6月29日	平成19年度第2四半期の借入金について
平成19年	9月28日	平成19年度第2四半期の資金計画の変更について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の借入金について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の寄託金の受入れについて
平成19年	12月27日	平成19年度第4四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	12月27日	平成19年度第4四半期の借入金について
平成20年	3月27日	平成19年度第4四半期の資金計画の変更について

(注) 平成19年度の業務について、主務大臣の認可を受けた事項です。

組織

■機構

当公庫には、本店（1役2室10部）及び全国に22の支店があり、お客さまからのご融資のご相談は、全国の支店窓口で承っております。また、お近くの金融機関の窓口でご相談いただけるよう、全国の信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会のほか、銀行、信用金庫などに業務の一部を委託しております。



■役員一覧（平成20年4月1日現在）

総 裁	高木 勇樹	副総裁	浜中 秀一郎		
理 事	村田 泰夫	理 事	三木 邦夫	理 事	坂野 雅敏
理 事	松本 敏夫	理 事	皆川 博美		
監 事	中村 忠志				

■関連法人

公庫が出資している関連法人はありません。

■関連公益法人（平成20年4月1日現在）

財団法人 農林水産長期金融協会（基本財産73百万円、代表者 本儀 隆）

〔主な事業内容〕

- ・ 農林水産金融に関する調査研究、啓蒙宣伝等
- ・ 農林水産金融を通じた構造政策の推進又は中山間地域の活性化に資するための事業

〔公庫との関係〕

- ・ 公庫から、調査業務を委託等

公庫のあゆみ

	農林漁業金融公庫の業務	年度	関連の動き
	農林漁業金融公庫の設立	昭和28年(1953)	
	委託貸付による業務開始	昭和28年(1953)	
	自作農維持創設資金創設	昭和30年(1955)	廃止(平成13年)
	貸出残高1千億円突破	昭和31年(1956)	
	新規用途事業資金(現:新規用途事業等資金)創設	昭和33年(1958)	公庫法改正(昭和33年)
	直接貸付による業務開始	昭和33年(1958)	
昭和35年 1960	林業経営維持改善資金(現:林業経営育成資金)創設	昭和35年(1960)	公庫法改正(昭和35年)
	乳業施設資金創設	昭和35年(1960)	公庫法改正(昭和35年)
	沿岸漁業経営安定資金創設	昭和36年(1961)	公庫法改正(昭和36年)
	事務電算化の本格的開始	昭和36年(1961)	
	現在地に本店を移転	昭和37年(1962)	
	農業構造改善事業推進資金、沿岸漁業構造改善事業推進資金創設	昭和38年(1963)	廃止(平成13年)
	総合施設資金創設	昭和43年(1968)	廃止(平成13年)
	卸売市場近代化資金(現:食品流通改善資金)創設	昭和43年(1968)	公庫法改正(昭和43年)
	代理貸付による業務開始	昭和44年(1969)	
昭和45年 1970	過疎地域経営改善資金(現:振興山村・過疎地域経営改善資金)創設	昭和45年(1970)	過疎地域対策緊急措置法(昭和45年)
	貸付金残高1兆円突破	昭和45年(1970)	
	業務方法書の統合	昭和49年(1974)	
	漁業経営改善再建整備資金(現:漁業経営改善支援資金)創設	昭和51年(1976)	公庫法改正(昭和51年)
	水産加工資金創設	昭和52年(1977)	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和52年)
昭和55年 1980	大冷害への対応	昭和55年(1980)	
	本支店オンライン開始	昭和59年(1984)	
	貸付金残高5兆円突破	昭和59年(1984)	
	資金種類を統合整備	昭和60年(1985)	公庫法改正(昭和60年)
	特定農産加工資金創設	平成元年(1989)	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年)
平成2年 1990	土地利用型農業経営体質強化資金創設	平成2年(1990)	廃止(平成13年)
	中山間地域活性化資金創設	平成2年(1990)	公庫法改正(平成元年)
	担い手育成農地集積資金創設	平成5年(1993)	農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律(平成5年)
	農業経営基盤強化資金創設	平成6年(1994)	公庫法改正(平成6年)
	森林整備活性化資金創設	平成6年(1994)	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律(平成6年)
	食品産業品質管理高度化促進資金創設	平成10年(1998)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年)
	総合オンラインシステム開始	平成11年(1999)	
	食品安定供給施設整備資金創設	平成11年(1999)	公庫法改正(平成11年)
平成12年 2000	畜産経営環境調和推進資金創設	平成11年(1999)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年)
	農業経営維持安定資金創設	平成13年(2001)	廃止(平成18年)
	経営体育成強化資金創設	平成13年(2001)	公庫法改正(平成13年)
	財投機関債発行	平成13年(2001)	
	担い手向け制度資金の再構築	平成14年(2002)	公庫法改正(平成14年)
	クライアント・サーバ・システム稼働	平成14年(2002)	
	農業法人投資育成会社への出資	平成14年(2002)	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年)
	本店組織を機能別に再編	平成17年(2005)	
	経営基本計画策定	平成17年(2005)	
	農林漁業セーフティネット資金創設	平成19年(2007)	
	農業経営基盤強化資金実質無利子化の開始(平成19~21年度)	平成19年(2007)	
	農業経営基盤強化資金無担保・無保証人によるクイック融資開始	平成19年(2007)	
農林漁業金融公庫経営戦略策定	平成19年(2007)		
日本政策金融公庫への統合に向けて営業拠点の出店を開始	平成19年(2007)		

本支店所在地

(平成20年8月22日現在)

支店拠点名	所在地	電話番号(代表)	フリーダイヤル
本店	100-0004 千代田区大手町 1-9-3 公庫ビル	部室 ダイヤルイン	0120-926478 (農林漁業者・食品企業専用) 03-3270-4115 (上記以外の方)
北海道支店	060-0004 札幌市中央区北四条西 5-1 アスティ45ビル9階	011-251-1261	0120-911486
北見拠点	090-0036 北見市幸町1-2-22国民生活金融公庫北見支店ビル2階	0157-61-8212	0120-926474
帯広拠点	080-0013 帯広市西3条南6-2国民生活金融公庫帯広支店ビル2階	0155-27-4011	0120-926472
青森支店	030-0861 青森市長島1-4-2 国民生活金融公庫青森支店ビル3階	017-777-4211	0120-911495
秋田支店	010-0001 秋田市中通 1-2-26 秋田農林ビル4階	018-833-8247	0120-911498
盛岡支店	020-0021 盛岡市中央通 2-2-5 住友生命ビル6階	019-653-5121	0120-911539
仙台支店	980-6011 仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル11階	022-221-2331	0120-911547
山形拠点	990-0039 山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル5階	023-625-6135	0120-926485
茨城拠点	310-0026 水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル7階	029-232-3623	0120-926427
栃木拠点	320-0026 宇都宮市馬場通り1-1-11 宇都宮TDビル3階	028-622-9195	0120-959042
群馬拠点	371-0023 群馬県前橋市本町1-6-19国民生活金融公庫前橋支店2階	027-243-6061	0120-926481
関東支店	330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-9-6 大宮センタービル4階	048-645-5421	0120-911564
千葉拠点	260-0013 千葉市中央区中央4-13-9 国民生活金融公庫千葉支店ビル4階	043-227-4435	0120-926471
長野支店	380-0836 長野市南県町 1081 長野東京海上日動ビルディング5階	026-227-8900	0120-911598
東京支店	100-0004 千代田区大手町 1-8-2 新公庫ビル2階	03-3270-9791	0120-911624 0120-911953
山梨拠点	400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル6階	055-228-2182	0120-926482
静岡拠点	422-8067 静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡5階	054-286-0233	0120-959041
新潟支店	951-8113 新潟市中央区寄居町 344-1 新潟農林ビル4階	025-222-6151	0120-911576
北陸支店	920-0918 金沢市尾山町 1-8 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471	0120-911632
福井拠点	918-8004 福井市西木田2-8-1号福井商工会議所ビル3階	0776-33-2385	0120-926473
東海支店	450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階	052-582-0741	0120-911658
岐阜拠点	500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル2階	058-264-4855	0120-926483
滋賀拠点	520-0047 大津市浜大津1-2-28 国民生活金融公庫大津支店ビル2階	077-525-7195	0120-959044
近畿支店	600-8008 京都市下京区四條通烏丸東入長刀鉾町 20四條烏丸FTスクエア9階	075-221-2147	0120-911683
奈良拠点	630-8253 奈良市内侍原町51-1 国民生活金融公庫奈良支店ビル2階	0742-26-8781	0120-926457
大阪支店	530-0057 大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750	0120-911689
和歌山拠点	640-8158 和歌山市十二番丁58 国民生活金融公庫和歌山支店ビル2階	073-423-0644	0120-926425
岡山支店	700-0826 岡山市磨屋町 9-18-401 岡山県農業会館4階	086-232-3611	0120-911694
山口拠点	753-0074 山口市中央5-2-47 国民生活金融公庫山口支店ビル2階	083-922-2140	0120-926475
松江支店	690-0887 松江市殿町 111 松江センチュリービル7階	0852-26-1133	0120-911691
鳥取拠点	680-0834 鳥取市永楽温泉町271 朝日生命鳥取ビル5階	0857-20-2151	0120-926437
高松支店	760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階	087-851-2880	0120-911698
徳島拠点	770-0856 徳島市中洲町1-58 国民生活金融公庫徳島支店ビル3階	088-656-6880	0120-926495
高知拠点	780-0834 高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル3階	088-825-1091	0120-911927
松山支店	790-0011 松山市千舟町 4-5-4 松山千舟454ビル6階	089-933-3371	0120-911695
福岡支店	810-0001 福岡市中央区天神 4-2-20 天神幸ビル7階	092-751-5736	0120-911706
佐賀拠点	840-0801 佐賀市駅前中央1-5-10 朝日生命佐賀駅前ビル8階	0952-27-4120	0120-959045
長崎支店	850-0033 長崎市万才町 6-38 明治安田生命長崎ビル7階	095-824-6221	0120-911739
熊本支店	860-0842 熊本市南千反畑町 2-6	096-353-3104	0120-911724
宮崎支店	880-0812 宮崎市高千穂通 1-6-38 ニッセイ宮崎ビル5階	0985-29-6811	0120-373055
鹿児島支店	890-0053 鹿児島市中央町 11-5 南国日本生命ビル6階	099-255-1141	0120-911725

経営基本計画（平成17～19年度）に基づく業績評価結果一覧

戦略	施策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
資金提供	施策(01) お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	C (1.9点) ★★	B (2.6点) ★★★	B (2.0点) ★★
	施策(02) 「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.1点) ★★	B (2.4点) ★★	B (2.3点) ★★
	施策(03) 「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.8点) ★★★	B (2.7点) ★★★	B (3.0点) ★★★
	施策(04) 「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.4点) ★★	B (2.8点) ★★★	B (2.8点) ★★★
	施策(05) 「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.0点) ★★	A (4.0点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
経営支援	施策(06) お客さまのニーズにマッチした資金調達方法、経営改善方策の情報提供など「提案型の融資活動」推進	B (2.0点) ★★	B (3.7点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
	施策(07) 農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	B (3.0点) ★★★	B (3.7点) ★★★★	B (2.5点) ★★
	施策(08) 経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	B (3.1点) ★★★	B (3.3点) ★★★	B (2.4点) ★★
民間参入支援	施策(09) 系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	B (3.5点) ★★★★	B (3.0点) ★★★	B (2.0点) ★★
	施策(10) 民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう融資ノウハウの提供	B (3.8点) ★★★★	B (3.0点) ★★★	A (4.0点) ★★★★
経営マネジメント ・ 組織 ・ 人事 ・ 業務運営	施策(11) 経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	—	—	—
	施策(12) 経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	—	—	—
	施策(13) 経営基本計画をリードできる人材育成	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★
	施策(14) 審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★	C (1.5点) ★
	施策(15) 真に役立つ情報発信のための国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上	A (5.0点) ★★★★★	A (4.0点) ★★★★	A (4.0点) ★★★★
	施策(16) お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援	C (0.5点) ★	B (2.0点) ★★	D (0.3点) ★
	施策(17) よりわかりやすく情報発信していくための広報活動の再構築	A (4.3点) ★★★★★	B (3.7点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
	施策(18) 統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実	B (2.0点) ★★	B (2.5点) ★★	B (2.5点) ★★
	施策(19) 民間金融機関とのネットワーク拡充などITを活用した業務の効率化	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★
活動成果	業務の効率化実績	C (1.5点) ★	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★

索引

ご挨拶	2
お客さまへのお知らせ	3
経営基本計画	15

お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能の発揮

お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	17
「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	18
「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	19
「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	20
「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	21
お客さまのニーズにマッチした情報提供 などの「提案型の融資活動」推進	22
農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	23
経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	24

民間金融とのパートナーシップの確立

系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	25
民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう 融資ノウハウの提供	26

スピード感ある自己変革の実現

経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	27
経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	27
経営基本計画をリードできる人材育成	27
審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発	28
真に役立つ情報発信のための 国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上	28
お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援	29
よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築	29
統合的なリスク管理など 業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実	30
民間金融機関とのネットワーク拡充など ITを活用した業務の効率化	30

コーポレートガバナンス

業務運営の体制	31
リスク管理への取組	33
法令など遵守の態勢	36
内部監査	36
個人情報の保護	37
ディスクロージャー	37

融資制度

20年度からの新しい措置	39
融資制度	41
融資の手続き	43

資料編

業績	45
融資実績	
農林漁業食品産業別融資状況	
資金措置	
損益の状況	
主な経営指標	
財務諸表	49
貸借対照表	
損益計算書	
主な資産・負債の明細	
固定資産明細	
借入金明細	
債券明細	
引当金明細	
主な費用の明細	
業務委託費明細	
事務費明細	
役員の給与及び退職手当の支給の基準	
役職員の報酬・給与等について	
財務の状況	58
総貸付金残高	
貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳	
貸付金残高の固定・変動金利別・残存期間別内訳	
職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高	
資本金の推移	
資金運用収支	
貸付金利息・支払利息の分析	
利益率	
保有有価証券の状況	
【参考情報】会計等に関する関連法の規定（抜粋）	
【参考情報】行政コスト計算財務書類（概要）	
【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と 民間企業仮定貸借対照表との比較	
【参考情報】自己資本比率	
【参考情報】資産内容の開示	
1 自己査定と償却・引当	
2 リスク管理債権	
3 金融再生法に基づく開示債権	
【参考情報】政策コスト分析	
その他	
用語集	78
農林漁業金融公庫法（抜粋）	80
農林漁業金融公庫業務方法書（抜粋）	80
認可を受けた事項	81
組織	82
公庫のあゆみ	83
本支店所在地	84
経営基本計画（平成17年～19年度）に基づく業績評価結果一覧	85
索引	86



農林漁業金融公庫